

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成二十五年一月十八日から同年五月二十日までに奈良県産業・雇用振興部商業振興課に到着するように提出してください。

平成二十五年一月十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称（仮称）石木町ショッピングセンター（C区画）

所在地 奈良市石木町三五五番地ほか二二筆

二 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 イオンタウン株式会社

住所 千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

代表者 大門 淳

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 イオンタウン株式会社

住所 千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

代表者 大門 淳

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十五年八月二十八日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

六、〇〇〇平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 三〇二台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 一七五台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 届出書添付図面記載のとおり

面積 一五五平方メートル

廃棄物保管施設の位置及び容量

位置 届出書添付図面記載のとおり

容量 三〇立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分まで

一部二十四時間

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 五箇所

位置 届出書添付図面記載のとおり

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

八 届出年月日

平成二十四年十二月二十七日

九 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部商業振興課及び奈良市観光経済部商工労政課

十 縦覧期間

平成二十五年一月十八日から同年五月二十日まで

十一 縦覧時間

午前九時から午後五時まで